

「緊急時に特名随意契約ができる事例一覧」

緊急時に特名随意契約ができる事例一覧	大阪市随意契約ガイドライン
① ハチの巣の駆除 児童や生徒、職員が刺されるとアナフィラキシーショックを起こす可能性があり、生命に危険が及ぶ恐れがある。	<u>「市民の生命」に該当</u>
② 窓ガラス破損による修繕 飛散したガラス破片等から、児童や生徒、職員の身体の安全を守るため、早急に修繕する必要がある。	<u>「市民の身体」に該当</u>
③ 給食機器や設備の故障による修繕・給食室で発生した害虫の駆除・給食室に関するグリストラップや会所の通管清掃 修繕が遅れて給食事業を実施できなかった場合、児童や生徒・保護者に多大な影響を及ぼす。	<u>「市民の財産その他の利益」に該当</u>
④ 漏水による調査・修繕 学校園の建物は古いものが多く、急な水漏れが起きることがある。早急に修繕しないと、児童や生徒に事故が発生する危険がある場合や、多額の水道代の請求が発生し、不用な支払が発生する恐れがある。	<u>「市民の身体、財産その他の利益」に該当</u>
⑤－１ 漏電による修繕 漏電は、感電や火災といった深刻な事故につながる非常に危険な現象であり、児童や生徒・職員の生命に危険が及ぶ恐れがある。	<u>「市民の生命」に該当</u>
⑤－２ 高圧ケーブルの修繕 高圧ケーブルの損傷は学校内全てが停電し、修繕が遅れると復旧するまで休校となり、児童や生徒・保護者に多大な影響を及ぼす。	<u>「市民の財産その他の利益」に該当</u>
⑥ 防犯上必要な修繕 玄関の鍵やシャッターの修繕等、不審者からの侵入を防ぐ修繕を早急に行わなかった場合、児童や生徒・職員の生命に危険が及ぶ恐れがある。	<u>「市民の生命」に該当</u>
⑦ 防災に必要な設備の修繕、消防設備点検による指摘事項の是正 消防設備、避難器具の不具合や、消防設備点検による指摘事項を放置した場合、災害時に児童や生徒・職員の生命に危険が及ぶ恐れがある。	<u>「市民の生命」に該当</u>
⑧ 放送・電話設備の修繕 放送設備や電話設備の不具合で、事故や災害等の情報を校内・外に伝達できない場合、児童や生徒・職員の生命を守ることができなくなる恐れがある。	<u>「市民の生命」に該当</u>

※③については、別紙 2－1「③給食機器や設備の故障による修繕・給食室で発生した害虫の駆除・給食室に関するグリストラップや会所の通管清掃」も参照してください。